

(9) 被措置児童等虐待関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第33条の15（略）

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③・④（略）

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(9) 被措置児童等虐待関係」において同じ。(※)）が都道府県児童福祉審議会（指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会を含む。(※)）へ報告する事項は、次のとおりとする。
- ① 通告・届出等がなされた施設等の名称、所在地、種別
  - ② 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
  - ③ 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
  - ④ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
  - ⑤ 都道府県が行った対応
  - ⑥ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはその内容
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市並びに指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会の処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

<内容>

- 都道府県が公表する事項は、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置のほか、次のとおりとする。
- ① 被措置児童等虐待があつた施設等の種別
  - ② 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種